## 1. 東京 2020 大会の正式名称

第 32 回オリンピック競技大会(2020/東京) 東京 2020 パラリンピック競技大会

## 2. 東京 2020 大会の目的

#### 2.1 大会ビジョン

東京2020大会の開催を担う公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「大会組織委員会」という。)は、2015年2月に国際オリンピック委員会、国際パラリンピック委員会に提出した「東京2020大会開催基本計画」において以下の大会ビジョンを掲げている。

スポーツには、世界と未来を変える力がある。 1964年の東京大会は日本を大きく変えた。2020年の東京大会は、 「すべての人が自己ベストを目指し(全員が自己ベスト)」、 「一人ひとりが互いを認め合い(多様性と調和)」、 「そして、未来につなげよう(未来への継承)」を3つの基本コンセプトとし、 史上最もイノベーティブで、世界にポジティブな改革をもたらす大会とする。

## 2.2 都民ファーストでつくる「新しい東京」~2020年に向けた実行プラン~

東京都は、平成28年12月に策定した「2020年に向けた実行プラン」において、「都民ファーストの視点で3つのシティを実現し、新しい東京をつくる」ことを示している。また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)の成功に向けた取組を分野横断的な政策の展開に位置付け、「東京2020大会の成功は、東京が持続可能な成長をしていくための梃子であり、そして、ソフト・ハード面での確かなレガシーを次世代に継承していかなければならない」としている。

東京2020大会実施段階環境アセスメント(以下「本アセスメント」という。)の実施にあたっては、適宜「2020年に向けた実行プラン」を参照し進めていく。

# 都民FIRST(ファースト)の視点で、3つのシティを実現し、 新しい東京をつくる

### 東京 2020 大会の成功とその先の東京の未来への道筋を明瞭化

【計画期間】2017(平成29)年度~2020(平成32)年度

## 新しい東京

- ① 誰もが安心して暮らし、希望と活力を持てる東京
- ② 成長を生み続けるサステイナブルな東京
- ③ 日本の成長エンジンとして世界の中で輝く東京

セーフ シティ ダイバーシティ スマート シティ

図 2. 2-1 「2020 年に向けた実行プラン」における 3 つのシティ

# 3. 東京 2020 大会の概要

### 3.1 大会の概要

大会組織委員会は、東京2020大会において、オリンピック競技大会は7月24日の開会式に続いて、7月25日から8月9日までの16日間で開催し、閉会式は8月9日に予定している。また、パラリンピック競技大会は8月25日から9月6日までの開催を予定している。

実施競技数は、オリンピック33競技、パラリンピック22競技である。

# 3.2 東京2020大会の環境配慮

大会組織委員会は、「東京2020大会開催基本計画(2015年2月策定)」の中で、東京2020大会は、単に2020年に東京で行われるスポーツの大会としてだけでなく、2020年以降も含め、日本や世界全体に対し、スポーツ以外も含めた様々な分野でポジティブなレガシーを残す大会として成功させなければならないとし、「東京2020アクション&レガシープラン2016(2016年7月策定)」において、街づくり・持続可能性に関する以下のレガシーとアクションを示した。

X 0.2 1		
レガシー	アクション	
「ユニバーサル社会の実現・ユニバーサルデ	競技施設、鉄道駅等のユニバーサルデザイン	
ザインに配慮した街づくり」	の推進、アクセシブルな空間の創出等、ユニ	
	バーサルデザインに配慮した街の実現	
「魅力的で創造性を育む都市空間」	都市空間の賑わいの創出、公園・自然環境等	
	の周辺施設との連携	
「都市の賢いマネジメント」	ICTの活用、エリアマネジメント活動の活	
	性化等	
「安全・安心な都市の実現」	安全・安心のための危機管理体制の構築	

表 3.2-1 街づくりに関するレガシーとアクション

表 3.2-2	持続可能性に関するレガシーとアクション

レガシー	アクション
「持続可能な低炭素・脱炭素都市の実現」	気候変動対策の推進、再生可能エネルギーな
	ど持続可能な低炭素・脱炭素エネルギーの確
	保
「持続可能な資源利用の実現」	資源管理・3Rの推進
「水・緑・生物多様性に配慮した快適な都市	生物多様性に配慮した都市環境づくりや大
環境の実現」	会に向けた暑さ対策の推進
「人権・労働慣行等に配慮した社会の実現」	調達等における人権・労働慣行等に配慮した
	取組の推進
「持続可能な社会に向けた参加・協働」	環境、持続可能性に対する意識の向上、参加
	に向けた情報発信・エンゲージメントの推進

また、大会組織委員会は、東京2020大会を持続可能性に配慮した大会とするため、大会関係者の拠り所となる「持続可能性に配慮した運営計画 第一版 (2017年1月)」を策定した。本運営計画において、東京2020大会が取り組む持続可能性に関する主要テーマを、「気候変動(カーボンマネジメント)」「資源管理」「大気・水・緑・生物多様性等」「人権・労働・公正な事業慣行等への配慮」「参加・協働、情報発信(エンゲージメント)」の5つとしている。

## 4. 有明テニスの森の計画の目的及び内容

## 4.1 目 的

昭和58年、屋外コート48面を有するテニスの拠点として、有明テニスの森公園が開園した。昭和62年には、園内に1万席の観客席を備えた有明コロシアムが供用されるとともに、平成3年には、有明コロシアムに開閉式屋根が設置され、現在に至っている。

東京2020大会では、オリンピックのテニス、パラリンピックの車いすテニス会場として利用するため、競技施設を整備する計画である。また、東京2020大会後は、引き続き国内外のテニス大会が快適な環境で開催可能なテニス場として利用していくこととしている。

本事業は、東京2020大会及び後利用のため、有明テニスの森公園に新たに約3,000席の観客席を備えたテニスコート及びクラブハウス・インドアコートを整備し、スポーツレクリエーション拠点の機能向上を図るものである。

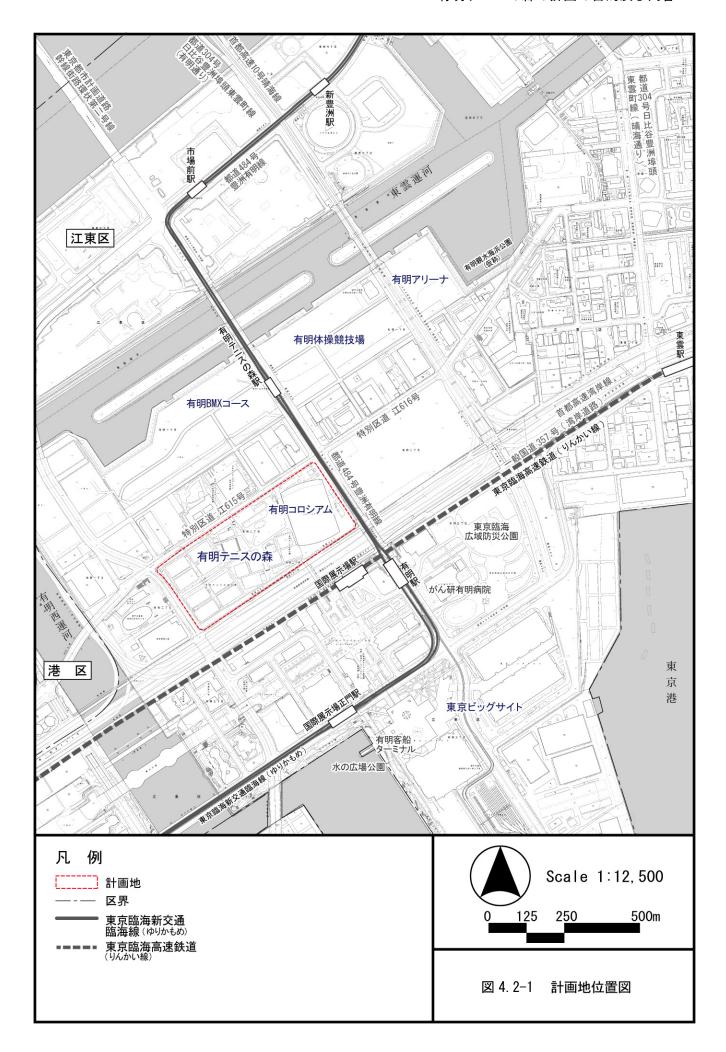
なお、有明テニスの森公園内の有明コロシアムについては、別途、同一時期に主要施設10か年 維持更新計画に基づき、有明コロシアムの改修(老朽化設備の更新、バリアフリー改修、屋根の 改修等)、別棟及びデッキ棟の整備を行う計画である。

## 4.2 内容

## 4.2.1 位 置

計画地の位置は、図4.2-1及び写真4.2-1に示すとおり江東区有明二丁目2番にあり、計画地面積は、約163,000m<sup>2</sup>である。

また、計画地の北側には、オリンピックのバレーボール及びパラリンピックの車椅子バスケットボール (決勝) として利用される有明アリーナ、オリンピックの体操及びパラリンピックのボッチャとして利用される有明体操競技場、自転車競技 (BMX) として利用される有明BMXコースが整備される計画である。





#### 4.2.2 地域の概況

計画地は、東京都が策定した7番目の副都心である臨海副都心の有明北地区に位置づけられている。臨海副都心は、「水に親しめる緑豊かなまち」「多様で豊かな都市生活のまち」「環境にやさしく魅力あるまち」「安全で災害に強いまち」を基本目標としており、「臨海副都心有明北地区まちづくりガイドラインー改訂ー」(平成26年7月 東京都港湾局)では、有明北地区は臨海副都心のなかで主として居住機能を担う地区として期待されている。また、住宅とともに商業、業務、サービス、公共公益、文化、レクリエーション等の多様な機能の導入を誘導し、これらの機能がバランスよく複合した新たな市街地を形成していくとしている。

また、計画地が位置する有明テニスの森公園は、昭和58年に開園し、昭和62年より毎年、テニスの国際大会であるジャパンオープンが開催されている。敷地内には、テニスの国際試合、コンサート、イベント等が開催される有明コロシアムのほか、屋外48面のテニスコート、芝生広場等が存在する。

平成29年2月1日現在の江東区の人口は約51万人であり、世帯数は約26万世帯である。1

昼間人口は約55万人であり、就労者など昼間に流入する人口(昼間人口)が夜間人口を上回っており、江東区有明二丁目においては昼間人口が夜間人口に比べて高い地域となっており、江東区有明二丁目においては夜間人口はない。<sup>2</sup>

また、産業別事業所数及び従業者数でみると、江東区では卸売業、小売業の事業所が約5千事業所、従業者数が約7万人と最も多く、江東区有明二丁目においては電気・ガス・熱供給・水道業及び水道業の事業所が各5事業所、卸売業、小売業の従業者数が約40人となっている。<sup>3</sup>

#### 4.2.3 事業の基本構想

(1) 開発整備の方針

開発整備の方針は、以下のとおりである。

① スポーツ・レクリエーション拠点の機能向上

東京 2020 大会を契機に施設の改修や再整備を行い、オリンピック・レガシーとして施設の機能向上を図り、スポーツを通じた地域の絆、地域コミュニティの活性化に寄与する。

② 周辺の緑との連続性に配慮した歩行者ネットワークの形成

有明南地区から有明親水海浜公園に至るシンボルロード及び有明地区東西をつなぐメインロードについて、公園・緑地等のネットワークと連動して整備することにより、うるおいのある快適な歩行者空間の形成を図る。

③ 緑豊かな公園施設の整備

有明テニスの森公園の名前にふさわしく、緑に囲まれたテニス施設と地域コミュニティの場でもある芝生広場を整備する。

<sup>&</sup>lt;sup>1</sup>出典:「江東区の世帯と人口(住民基本台帳による)」(平成29年2月22日参照 江東区ホームページ)

http://www.city.koto.lg.jp/060305/kuse/profile/shokai/documents/20170201.pdf

<sup>&</sup>lt;sup>2</sup>出典:「平成22年 東京都の昼間人口」(平成29年2月22日参照 東京都ホームページ)

http://www.toukei.metro.tokyo.jp/tyukanj/2010/tj-10index.htm

<sup>&</sup>lt;sup>3</sup>出典:「平成26年経済センサス-基礎調査」(平成29年2月22日参照 総務省ホームページ)

 $http://www.\ e-stat.\ go.\ jp/SG1/estat/NewList.\ do?tid=000001072573$ 

### 4.2.4 事業の基本計画

#### (1) 配置計画

大会後の有明テニスの森の配置図及びイメージ図は、図 4.2-2(2)及び図 4.2-3 に示すとおりである。

現状の有明テニスの森公園には、有明コロシアムを含め計 49 面のテニスコートが配置されている。本事業では、有明コロシアム以外の公園内のテニスコートを再整備し、ショーコート1 (1面)、クラブハウス・インドアコート (8面)、屋外コート (試合用コート 23 面、練習用コート16 面)の計 48 面を配置する。また、有明コロシアムの西側には、既存の歩行者通路を拡幅し、南北のネットワークを強化するシンボルロードを整備するほか、開園以来、都民に親しまれている芝生広場を継承し、計画地中央に緑に囲まれた広大な芝生広場を再配置する。なお、大会時は、公園内のテニスコートは仮設も含めて整備する計画であるが、詳細な配置計画等は未定である。大会後は、これらの仮設施設の撤去及びテニスコートの復旧工事を行い、後利用時の配置は、有明コロシアムを含め現状と同じテニスコート 49 面へ復旧する計画である。

主な建築物は、ショーコート 1 及びクラブハウス・インドアコートを整備する計画である。主な建築物の計画概要は、表 4.2-1 に、断面図は、図 4.2-4(1) 及び(2) に示すとおりである。

	項	目		ショーコート1	クラブハウス・ インドアコート
建	築	面	積	約 3,720m <sup>2</sup>	約 8,870m <sup>2</sup>
延	床	面	積	約 6,040m <sup>2</sup>	約 10,330m <sup>2</sup>
最	高	高	さ	約 19.0m	約 16.0m
階			数	地上3階	地上2階、塔屋
構			造	RC 造、S 造	S造、W造
用			途	観覧場	体育館、事務所、 物品販売店、飲食店

表4.2-1 主な建築物の概要(予定)

#### (2) 発生集中交通量及び自動車動線計画

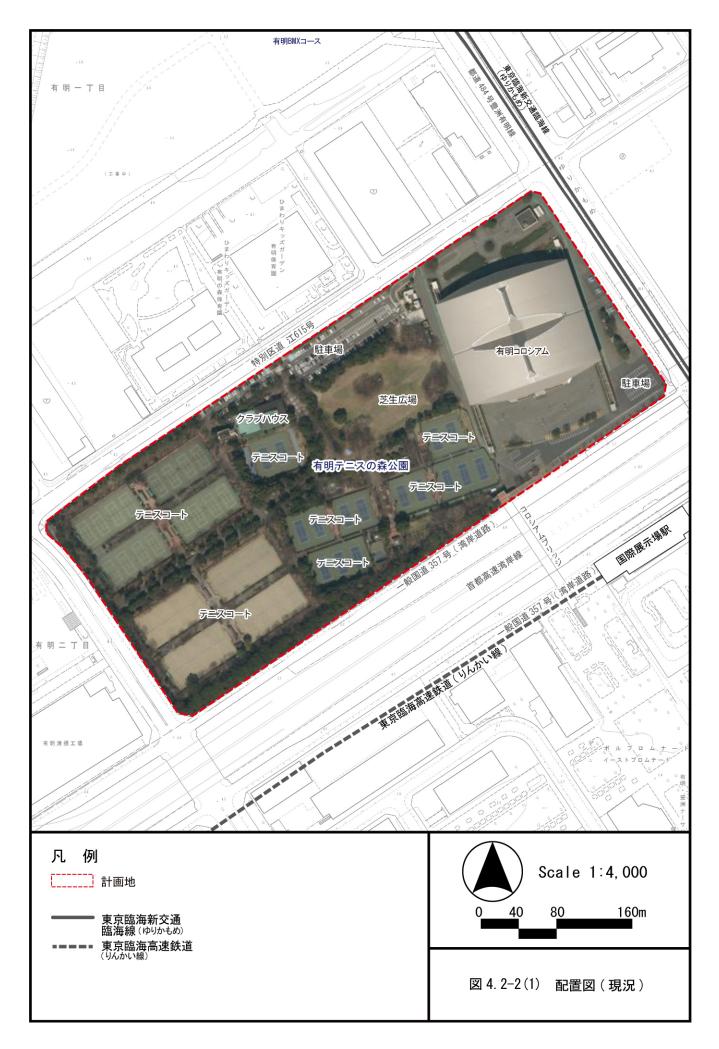
東京 2020 大会時の発生集中交通量及び自動車動線計画については、現時点では未定である。 後利用時における施設の発生集中交通量は、コート数、大会等の開発規模に変更はないことか ら、現況と同様の約 750 台(台 T. E. /日) 程度と想定される。

## (3) 駐車場計画

駐車場の配置は、現況とほぼ同様であり、附置義務台数、かつ既存の台数以上として、平面駐車場約240台を確保する計画である。

#### (4) 歩行者動線計画

計画地周辺の鉄道駅から計画地への歩行者の出入動線は、図 4.2-5 に示すとおりである。 計画地周辺の鉄道駅は、東京臨海新交通臨海線 (ゆりかもめ) の有明テニスの森駅及び有明駅、 東京臨海高速鉄道 (りんかい線) の国際展示場駅がある。有明テニスの森駅及び有明駅からは、 都道 484 号豊洲有明線を経て、国際展示場駅からは、首都高速湾岸線及び一般国道 357 号 (湾岸 道路) をコロシアムブリッジで横断しアクセスする計画である。



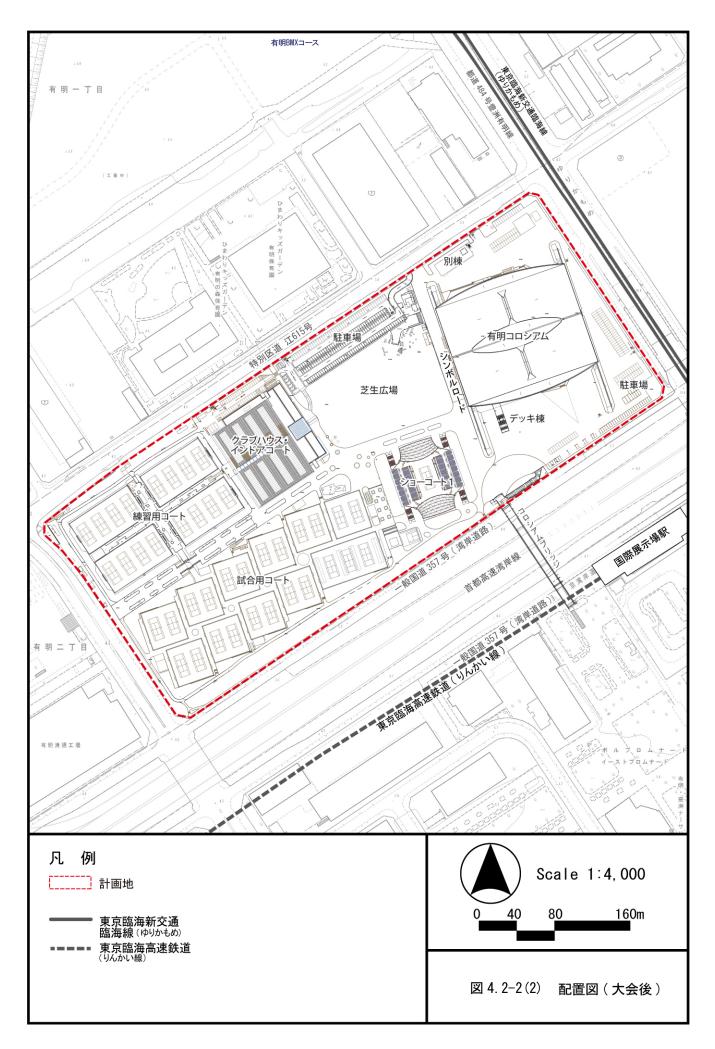
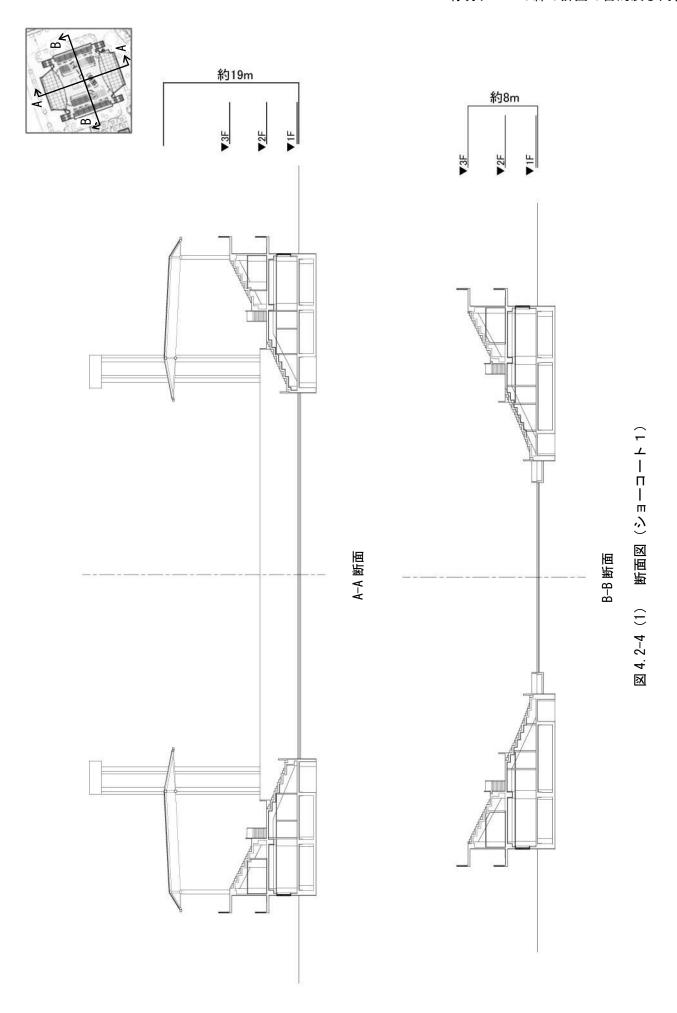




図 4.2-3 イメージ図 (大会後)

# 4. 有明テニスの森の計画の目的及び内容



# 4. 有明テニスの森の計画の目的及び内容

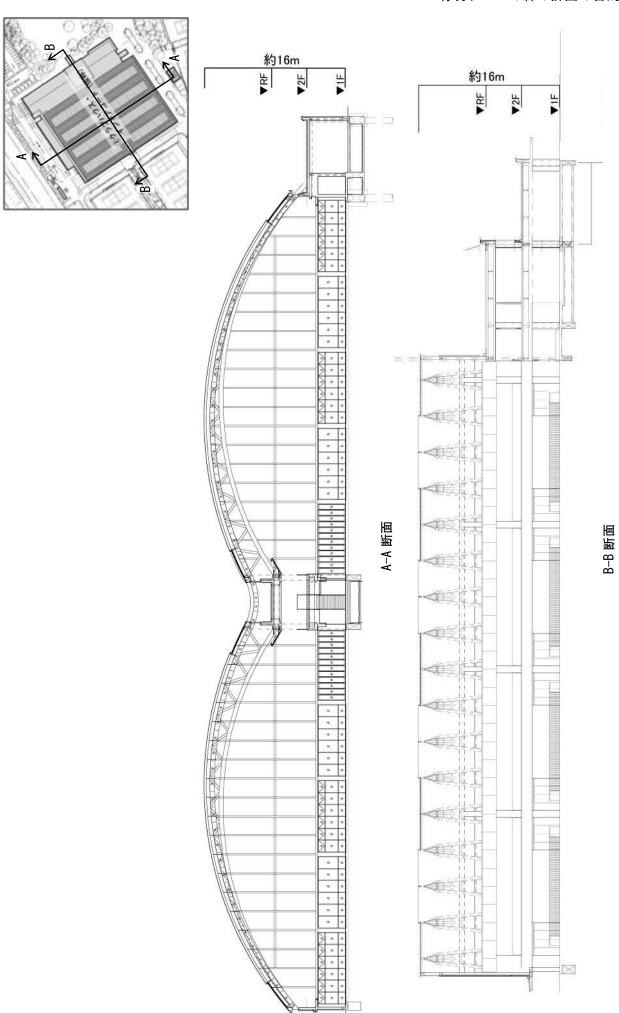
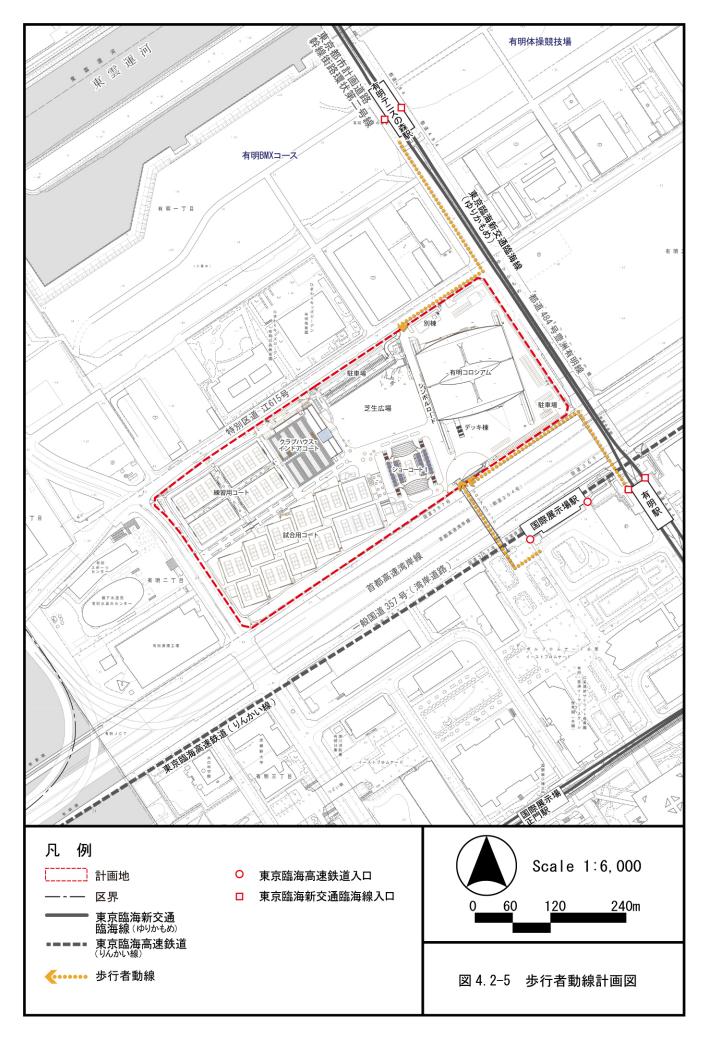


図 4.2-4(2) 断面図(クラブハウス・インドアコート)



## (5) 設備計画

上水給水設備は、水道本管より直結給水方式により給水する計画である。雨水は、江東区雨水抑制施設技術指針に基づく対策量を敷地内にて一時貯留または浸透処理を行う計画である。排水は、雨水と汚水を分流し、それぞれ公共下水道へ放流する。

電力は、高圧2回線受電(本線・予備電源)とする計画である。また、再生可能エネルギーを 利用した発電設備としてクラブハウス・インドアコート屋上に太陽光発電設備を設置する計画で ある。

#### (6) 廃棄物処理計画

建設工事に伴い発生する建設発生土及び建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号)、資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)等に基づき、再生利用可能な掘削土砂及び廃棄物については積極的にリサイクルに努め、リサイクルが困難なものについては適切な処理を行うこととする。

工事の完了後に発生する一般廃棄物については、東京都廃棄物条例(平成4年東京都条例第140号)、江東区清掃リサイクル条例(平成11年江東区条例第34号)等を踏まえて、関係者への啓発活動によりその排出量の抑制に努めるとともに、分別回収を行い、資源の有効利用と廃棄物の減量化を図ることとする。

#### (7) 緑化計画

緑化計画は、表 4.2-2 及び図 4.2-6 に示すとおりであり、江東区みどりの条例(平成 11 年江東区条例第 36 号)及び「東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準」(平成 27 年 3 月東京都都市整備局)で示された基準を満たす計画である。

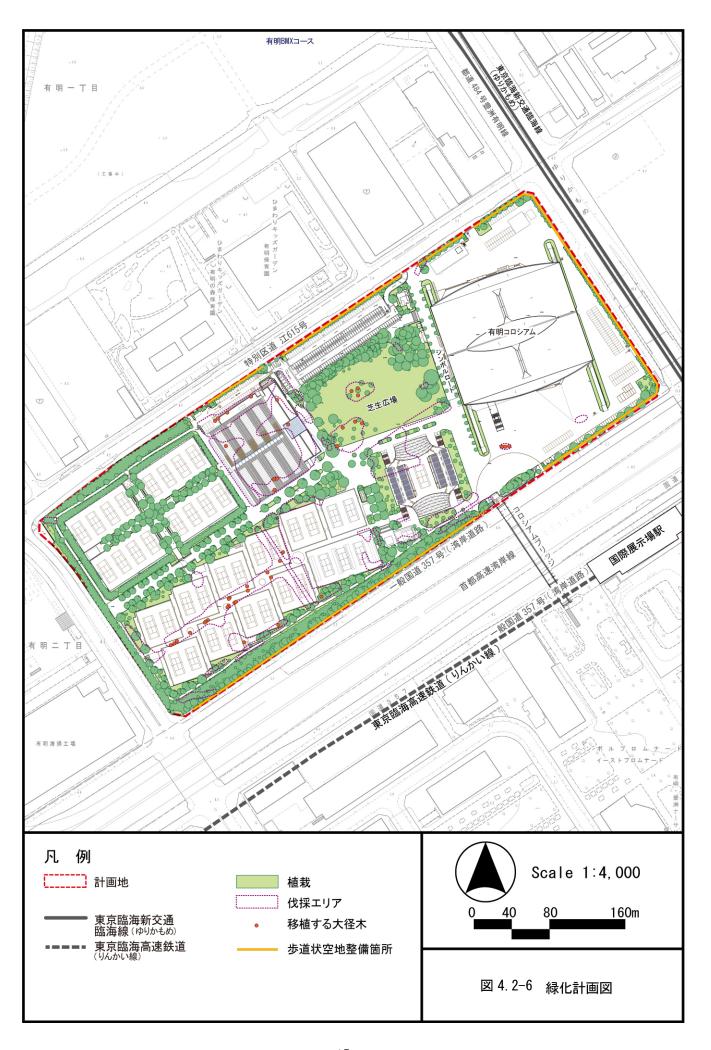
緑化計画の考え方として、既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹木を保存する施設配置計画とした。公園の機能確保やテニスコートの規定寸法確保のため、やむを得ず施設計画と重複する 伐採エリア (以下、「伐採エリア」という。) 内の大径木については、優先順位を付けて移植を検 討する。検討に当たっては、樹木診断等を行い、生育不良木や枯死木など健全度が高くないもの や、植生に影響を及ぼすおそれのある外来種を中心に伐採することとし、ケヤキやクスノキ等の 樹勢や樹形の良いものなど移植に適した樹木を選定した上で、樹木の生育環境として適切な密度 で移植を行うこととする。また、オープンな芝生広場を中心として、公園利用者の活動エリアは 足元の抜けた高木疎林を基本とする。計画地外周部については、既存高木を最大限保存するよう 配慮し、必要に応じて補植を行いバッファー機能の向上を図るとともに、歩道状空地の整備のうち、主に北側から東側にかけては新植により高木を主体とした緑量のある植栽とし、周辺との緑のネットワーク形成に配慮する。この結果、計画地内における樹木約 1,030 本について、約 80 本を移植し、約 950 本を伐採する計画とする。なお、芝生広場は、移植・伐採後に約 7,000㎡の 張芝を行うことで、まとまった芝生広場を引き続き確保し、緑地空間としての機能は変わらない計画としている。

表4.2-2 計画緑化面積及び必要緑化面積

基準等	計画緑化面積	必要緑化面積
江東区みどりの条例	約44,000m²	$43, 104 \text{m}^2$
東京都再開発等促進区を定める地区計画運用基準	約34,450m²	$34,448\text{m}^2$

注1)計画緑化面積は、基準等により算定対象や算定方法が異なるため、計画緑化面積は一致しない。

<sup>2)</sup>緑化計画については、関係機関との協議等により変更がありうる。



#### 4.2.5 施工計画

以下の施工計画(工事工程、施工方法の概要、工事用車両、建設機械)については、今後、実施設計及び関係機関との調整により変更がありうる。

#### (1) 工事工程

本事業に係る本体工事は、準備工事期間を含め平成 29 年度から平成 31 年度までの約 21 か月間 (検査等を含む)を見込んでいる。なお、大会後のテニスコート 49 面への復旧工事の工事工程については、現時点では未定である。

工種/工事月 3 6 9 12 15 18 21 有明テニスの森 準備工事 整備工事 杭工事 山留工事 掘削工事 基礎躯体工事 地上躯体工事 仕上・設備工事 外構工事等 [参考] 屋根改修工事 有明コロシアム 仕上・設備工事 改修工事 別棟等工事 外構工事等

表 4.2-3 全体工事工程

### (2) 施工方法の概要(予定)

1) 準備工事

外周部に鋼製仮囲い(高さ約3m)を設置し、仮設事務所の設営等を行う。

2) 杭工事

基礎工事として、既成杭を打設する。

3) 山留工事

掘削工事にあたり、工事中の地下水流入や土砂の崩壊を防止するため、必要に応じて遮水性・剛性の高い工法による山留を行う。

4) 掘削工事

地下躯体の下端レベルまで掘削を行う。掘削はバックホウを使用し、発生土はダンプトラックに積み込んで搬出する。

5) 基礎躯体工事

掘削工事完了後、計画建築物の基礎躯体を構築する。構築は、鉄筋組立、型枠の建込を行い、 コンクリートを打設する。

6) 地上躯体工事

基礎躯体工事完了後、ショーコート1は観客席躯体構築、観客席屋根鉄骨建方を行う。クラブハウス・インドアコートは鉄骨建方、コート屋根構造地組、屋根仕上を行う。材料の荷揚げにはラフタークレーン、クローラークレーン等を用いて行う。

注) 有明コロシアム改修工事については、有明テニスの森整備工事と同一敷地、同一時期に維持更新のための計画に基づいて実施されるため、参考として示す。

## 7) 仕上・設備工事(内装・設備工事、外装工事)

躯体工事の完了した階から順次外装仕上、内装建具等の仕上工事を実施する。また電気設備 や機械設備の搬入・設置を行う。

#### 8) 外構工事等

テニスコート改修は、建物工事と並行して進める。建物周辺の舗装等の外構工事は、主に外 装工事完了後に実施する。

#### (3) 工事用車両

工事用車両の主な走行ルートは、図4.2-7に示すとおりである。

工事用車両の走行に伴う沿道環境への影響を極力小さくするため、工事用車両は、主に一般国道 357号 (湾岸道路)を利用する計画とし、都道 484号豊洲有明線、補助 315号線、特別区道 江 615号から出入場するルートを予定している。

有明テニスの森整備工事の工事用車両台数のピークは、同一敷地で実施する有明コロシアム改修工事も含め、有明テニスの森整備工事着工後 10 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 252 台/日、小型車 67 台/日、合計 319 台/日を予定している。計画地に近接する有明アリーナ及び有明体操競技場整備に伴う工事用車両との合計台数のピークは、有明テニスの森工事着工後 10 か月目であり、工事用車両台数は、ピーク日において大型車 434 台/日、小型車153 台/日、合計 587 台/日を予定している。

工事用車両の走行に当たっては、工事用車両出入口への交通整理員の配置、安全走行の徹底、 市街地での待機や違法駐車等をすることがないよう、運転者への指導を徹底する。

### (4) 建設機械

各工種において使用する主な建設機械は、表 4.2-4に示すとおりである。

工事に使用する建設機械は、周辺環境への影響に配慮して、排出ガス対策型建設機械及び低騒音型の建設機械を積極的に採用するとともに、不要なアイドリングの防止に努める等、排出ガスの削減及び騒音の低減に努める。

工種	主な建設機械
準備工事	タイヤショベル、バックホウ
杭工事	三点式杭打機、クローラ―クレーン、バックホウ
山留工事	三点式杭打機、クローラ―クレーン、バックホウ
掘削工事	バックホウ
基礎躯体工事	ラフタークレーン、クローラ―クレーン、コンクリートポンプ車
地上躯体工事	ラフタークレーン、クローラ―クレーン、コンクリートポンプ車
仕上・設備工事	ラフタークレーン
外構工事	バックホウ、ラフタークレーン、アスファルトフィニッシャ

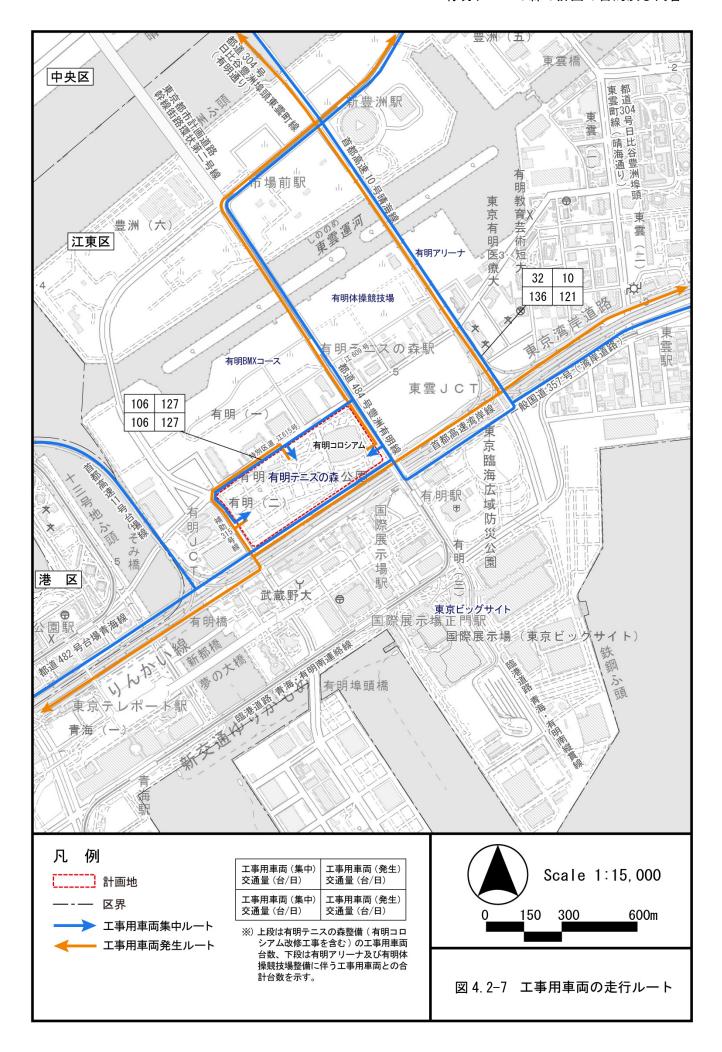
表4.2-4 主な建設機械(予定)

#### 4.2.6 供用の計画

本事業で整備する有明テニスの森は、平成31年度夏期に竣工し、国際大会及び東京2020大会を行う計画である。また、東京2020大会開催後には、世界的な大会が開催されるテニス競技場として、また、都民も利用できるテニス場及び公園として広く一般に供用する計画である。

<sup>-</sup>注1)建設機械の種類は今後変更の可能性がある。

<sup>2)</sup> 有明コロシアムの改修工事は、ラフタークレーンを使用する予定である。



# 4.2.7 環境保全に関する計画等への配慮の内容

本事業にかかわる主な環境保全に関する上位計画としては、「東京都環境基本計画」、「江東区環境基本計画」等がある。環境保全に関する計画等への配慮事項は、表  $4.2-5(1)\sim(9)$ に示すとおりである。

表4.2-5(1) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都環境基本計	・「世界一の環境先進都市・東京」の実現	・クラブハウス・インドアコート屋上に、
画	◆スマートエネルギー都市の実現	太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を設
(平成28年3月)	◆3R・適正処理の促進と「持続可能な	置する。
	資源利用」の推進	・伐採樹木について、再利用が可能なもの
	◆自然豊かで多様な生きものと共生で	については、オリンピック・パラリンピ
	きる都市環境の継承	ック施設等での利用や、チップ化による
	◆快適な大気環境、良質な土壌と水循環	マテリアルリサイクル等の再資源化等を
	の確保	検討する。
	◆環境施策の横断的・総合的な取組	・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、
		一部を計画地内の埋戻し土等に利用する
		ほか、場外に搬出する場合には、受入基
		準を満足していることを確認のうえ、関
		係法令に係る許可を受けた施設におい
		て、適正な処理を行う。
		・杭工事に伴い発生する建設泥土について、
		場外へ搬出する場合には、再資源化施設
		に搬出する。
		・建設工事に係る資材の再資源化等に関す
		る法律(平成12年法律第104号)に基づく 特定建設資材廃棄物については現場内で
		分別解体を行い、可能な限り現場内利用
		に努め、現場で利用できないものは現場
		外で再資源化を行う。
		・再利用できないものは、運搬・処分の許
		可を得た業者に委託して処理・処分を行
		い、その状況はマニフェストにより確認
		する。
		・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、
		缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡ス
		チロール、容器包装プラスチックは、資
		源として分別回収を行う計画とする。
		・施設等の稼働に当たっては、東京都「持
		続可能な資源利用」に向けた取組方針も
		踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃
		棄物の循環利用を進める。

表4.2-5(2) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

画 (平成28年3月) <続き> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	計画等の概要 「界一の環境先進都市・東京」の実現 スマートエネルギー都市の実現 3 R・適正処理の促進と「持続可能な 資源利用」の推進	本事業で配慮した事項 ・ 江東区みどりの条例における緑化基準及 び東京都再開発等促進区を定める地区計 画の運用基準に示された緑化基準を満た す緑地を確保する計画としている。
画 (平成28年3月) <続き> ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	スマートエネルギー都市の実現 3 R・適正処理の促進と「持続可能な 資源利用」の推進	び東京都再開発等促進区を定める地区計画の運用基準に示された緑化基準を満た
東京都自動車排出 ・低公室素酸化物及び自	自然豊かで多様な生きものと共生できる都市環境の継承 快適な大気環境、良質な土壌と水循環の確保 環境施策の横断的・総合的な取組	・既存保存・樹木としては、、優先 順本を保存の大を保育では、大きな では、大きな では、ない では、大きな では、 では、大きな では、

表4.2-5(3) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
緑の東京計画 (平成12年12月)	・あらゆる工夫による緑の創出と保全	・江東区みどりの条等促進区をとれている。 で東京都再開発等にされたとしてにいる。極力を保証を保する計画として感し、極力を保証を保する計画としている。を保証のでは、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが、大きなが
「緑の東京10年プロジェクト」基本方針(平成19年6月)	・街路樹の倍増などによる緑のネットワークの充実	る。 ・江東区みどりの条例における緑化と地区満足、地区を発展におりの条例におけるを定め、地を地で、大田東京都再開発等による。を関連による。を関連を作っている。をでは、大田町の大径木・樹木としている。では、大田町の大谷では、大谷では、大谷では、大谷では、大谷では、大谷では、大谷では、大谷では、

表4.2-5(4) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
みどりの新戦略ガイ	・公共施設におけるみどりの創出	・江東区みどりの条例における緑化基準及
ドライン		び東京都再開発等促進区を定める地区計
(平成18年1月)		画の運用基準に示された緑化基準を満た
(   /4//10   1 /1/		す緑地を確保する計画としている。
		・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹
		木を保存する計画としている。
		・伐採エリア内の大径木については、優先
		順位を付けて移植を検討する。検討に当
		たっては、樹木診断等を行い、生育不良
		木や枯死木など健全度が高くないもの
		や、植生に影響を及ぼすおそれのある外
		来種を中心に伐採することとし、ケヤキ
		やクスノキ等の樹勢や樹形の良いものな
		ど移植に適した樹木を選定した上で、樹
		木の生育環境として適切な密度で移植を
		行うこととする。
		・オープンな芝生広場を中心として、公園
		利用者の活動エリアは足元の抜けた高木
		疎林を基本とする。
		・計画地外周部については、既存高木を最
		大限保存するよう配慮し、必要に応じて
		補植を行いバッファー機能の向上を図る
		とともに、歩道状空地の整備のうち、主
		に北側から東側にかけては新植により高
		木を主体とした緑量のある植栽とし、周
		辺との緑のネットワーク形成に配慮す
東京都景観計画	│   ・活力と魅力ある「水の都」づくり	る。 
(2011年4月改定版)	・福力と魅力のる「小の郁」うくり   ・河川や運河沿いの開発による水辺空間の	・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹 木を保存する施設配置計画とする。
(平成23年4月)	再生	・伐採エリア内の大径木については、優先
(   /3/120   1/1/	11-1-	順位を付けて移植を検討する。検討に当
		たっては、樹木診断等を行い、生育不良
		木や枯死木など健全度が高くないもの
		や、植生に影響を及ぼすおそれのある外
		来種を中心に伐採することとし、ケヤキ
		やクスノキ等の樹勢や樹形の良いものな
		ど移植に適した樹木を選定した上で、樹
		木の生育環境として適切な密度で移植を
		行うこととする。
		・オープンな芝生広場を中心として、公園
		利用者の活動エリアは足元の抜けた高木
		疎林を基本とする。
		・計画地外周部については、既存高木を最
		大限保存するよう配慮し、必要に応じて
		補植を行いバッファー機能の向上を図る
		とともに、歩道状空地の整備のうち、主
		に北側から東側にかけては新植により高
		木を主体とした緑量のある植栽とし、周
		辺との緑のネットワーク形成に配慮す
		る。 ・ショーコート1、クラブハウス・インドア
		コート、別棟及びデッキ棟については、
		最高高さを19mにするなど高さを抑えた
		計画とし、周辺への圧迫感を低減する。
		日間にし、月は、ツ上思念で民族する。

表4.2-5(5) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
東京都資源循環・廃	・計画目標1 資源ロスの削減	・伐採樹木について、再利用が可能なもの
棄物処理計画	・計画目標2 「持続可能な調達」の普及	については、オリンピック・パラリンピ
	・計画目標3 循環的利用の促進と最終処分	ック施設等での利用や、チップ化による
(平成28年3月)		マテリアルリサイクル等の再資源化等を
	量の削減	検討する。
	・計画目標4 適正かつ効率的な処理の推進	・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、
	・計画目標5 災害廃棄物の処理体制	一部を計画地内の埋戻し土等に利用する
		ほか、場外に搬出する場合には、受入基
		準を満足していることを確認のうえ、関
		係法令に係る許可を受けた施設におい
		て、適正な処理を行う。
		・杭工事に伴い発生する建設泥土について、 場外へ搬出する場合には、再資源化施設
		場外で減山する場合には、丹貢原化旭設に搬出する。
		・建設工事に係る資材の再資源化等に関す
		る法律(平成12年法律第104号)に基づく
		特定建設資材廃棄物については現場内で
		分別解体を行い、可能な限り現場内利用
		に努め、現場で利用できないものは現場
		外で再資源化を行う。
		・再利用できないものは、運搬・処分の許
		可を得た業者に委託して処理・処分を行
		い、その状況はマニフェストにより確認
		する。
		・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、
		缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡ス
		チロール、容器包装プラスチックは、資源として分別回収を行う計画とする。
		・施設等の稼働に当たっては、東京都「持
		続可能な資源利用」に向けた取組方針も
		踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃
		棄物の循環利用を進める。
東京都建設リサイク	・コンクリート塊等を活用する	・伐採樹木について、再利用が可能なもの
ル推進計画	・建設発生木材を活用する	については、オリンピック・パラリンピ
(平成28年4月)	<ul><li>建設泥土を活用する</li></ul>	ック施設等での利用や、チップ化による
(   ///120   1/1/1/	・建設発生土を活用する	マテリアルリサイクル等の再資源化等を
	・廃棄物を建設資材に活用する	検討する。
	・建設グリーン調達を推進する	・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	一部を計画地内の埋戻し土等に利用する ほか、場外に搬出する場合には、受入基
	・建築物等を長期使用する	準を満足していることを確認のうえ、関
		係法令に係る許可を受けた施設におい
		て、適正な処理を行う。
		・杭工事に伴い発生する建設泥土について、
		場外へ搬出する場合には、再資源化施設
		に搬出する。
		・建設工事に係る資材の再資源化等に関す
		る法律(平成12年法律第104号)に基づく
		特定建設資材廃棄物については現場内で
		分別解体を行い、可能な限り現場内利用
		に努め、現場で利用できないものは現場
		外で再資源化を行う。 ・再利用できないものは、運搬・処分の許
		・再利用できないものは、運搬・処分の計   可を得た業者に委託して処理・処分を行
		い、その状況はマニフェストにより確認
		する。
	<u> </u>	/ <b>v</b> 0

表4.2-5(6) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画	本計画では、施策の体系として、以下の6	・クラブハウス・インドアコート屋上に、
(平成27年3月)	つの柱を示している。	太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を設
(   ////   //   //	・地球温暖化・エネルギー対策の推進~KOTO	置する。
	低炭素プラン~	・伐採樹木について、再利用が可能なもの
	・循環型社会の形成	については、オリンピック・パラリンピ
	・自然との共生	ック施設等での利用や、チップ化による
	・環境に配慮した快適なまちづくりの推進	マテリアルリサイクル等の再資源化等を
	・安全・安心な生活環境の確保	検討する。
	・環境教育及びパートナーシップの推進	・掘削工事等に伴い発生する建設発生土は、
		一部を計画地内の埋戻し土等に利用する
		ほか、場外に搬出する場合には、受入基
		準を満足していることを確認のうえ、関
		係法令に係る許可を受けた施設におい
		て、適正な処理を行う。
		・杭工事に伴い発生する建設泥土について、
		場外へ搬出する場合には、再資源化施設
		一
		・建設工事に係る資材の再資源化等に関す
		る法律(平成12年法律第104号)に基づく
		特定建設資材廃棄物については現場内で
		分別解体を行い、可能な限り現場内利用
		に努め、現場で利用できないものは現場
		外で再資源化を行う。
		・再利用できないものは、運搬・処分の許
		可を得た業者に委託して処理・処分を行
		い、その状況はマニフェストにより確認
		する。
		・江東区の分別方法に従い、古紙、びん、
		缶、ペットボトル、発泡トレイ、発泡ス
		チロール、容器包装プラスチックは、資
		源として分別回収を行う計画とする。
		・施設等の稼働に当たっては、東京都「持
		続可能な資源利用」に向けた取組方針も
		踏まえ、事業系廃棄物の分別回収等、廃
		棄物の循環利用を進める。
		2K 17 2 PH 2K 13/14 C 12 12 00

表4.2-5(7) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区環境基本計画	本計画では、施策の体系として、以下の6	・江東区みどりの条例における緑化基準及
(平成27年3月)	つの柱を示している。	び東京都再開発等促進区を定める地区計
<続き>	・地球温暖化・エネルギー対策の推進~KOTO	画の運用基準に示された緑化基準を満た
	低炭素プラン~	す緑地を確保する計画としている。
	・循環型社会の形成	・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹
	・自然との共生	木を保存する計画としている。
	・環境に配慮した快適なまちづくりの推進	・伐採エリア内の大径木については、優先
	・安全・安心な生活環境の確保	順位を付けて移植を検討する。検討に当
	・環境教育及びパートナーシップの推進	たっては、樹木診断等を行い、生育不良
		木や枯死木など健全度が高くないもの
		や、植生に影響を及ぼすおそれのある外
		来種を中心に伐採することとし、ケヤキ
		やクスノキ等の樹勢や樹形の良いものな
		ど移植に適した樹木を選定した上で、樹
		木の生育環境として適切な密度で移植を
		行うこととする。
		・オープンな芝生広場を中心として、公園
		利用者の活動エリアは足元の抜けた高木
		疎林を基本とする。
		・計画地外周部については、既存高木を最
		大限保存するよう配慮し、必要に応じて
		補植を行いバッファー機能の向上を図る
		とともに、歩道状空地の整備のうち、主
		に北側から東側にかけては新植により高
		木を主体とした緑量のある植栽とし、周
		辺との緑のネットワーク形成に配慮す
		る。
		・工事用車両の走行ルートは、沿道環境へ
		の配慮のため、極力、沿道に住宅等が存
		在しない湾岸道路等を利用する。
		・排出ガス対策型建設機械(第2次基準値)
		を使用する計画としている。
		・工事区域周辺には仮囲い (3.0m) を設置
		する計画としている。

表4.2-5(8) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

計画体の互称	衣4. 2-3(8) 環境休主に関する計画寺	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
江東区景観計画	本計画は、次の5つの基本理念を掲げ、良	・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹
(平成25年4月	好な景観形成に取り組むとしている。	木を保存する施設配置計画とする。 ・伐採エリア内の大径木については、優先
平成26年11月	・豊かな水辺とみどりにより自然が感じられ	・仅採エリア内の人住不については、優元   順位を付けて移植を検討する。検討に当
一部改定)	るまちをつくること	たっては、樹木診断等を行い、生育不良
	・伝統のある下町文化を継承するまちをつく	木や枯死木など健全度が高くないもの
	ること	や、植生に影響を及ぼすおそれのある外
	・地域イメージを持つ個性的なまちをつくる	来種を中心に伐採することとし、ケヤキ
	こと	やクスノキ等の樹勢や樹形の良いものな
	・都市環境を意識したまちをつくること	ど移植に適した樹木を選定した上で、樹
	<ul><li>・人にやさしくやすらぎのあるまちをつくる</li></ul>	木の生育環境として適切な密度で移植を
	ے کے	行うこととする。
		・オープンな芝生広場を中心として、公園
		利用者の活動エリアは足元の抜けた高木
		疎林を基本とする。
		・計画地外周部については、既存高木を最
		大限保存するよう配慮し、必要に応じて
		補植を行いバッファー機能の向上を図る
		とともに、歩道状空地の整備のうち、主 に北側から東側にかけては新植により高
		木を主体とした緑量のある植栽とし、周
		フとの緑のネットワーク形成に配慮す
		る。
		・ショーコート1、クラブハウス・インドア
		コート、別棟及びデッキ棟については、
		最高高さを19mにするなど高さを抑えた
		計画とし、周辺への圧迫感を低減する。
江東区みどりと自然	本計画の基本方針として、以下を設定して	・江東区みどりの条例における緑化基準及
の基本計画	いる。	び東京都再開発等促進区を定める地区計
(平成19年7月)	・河川や運河等の水辺からまちへと広がる	画の運用基準に示された緑化基準を満た
	みどりの帯をつくる	す緑地を確保する計画としている。
	・海辺のうるおいとまちのにぎわいが融合す	・既存の大径木・樹林地に配慮し、極力樹
	る 江東区らしい臨海部の魅力を発信	木を保存する計画としている。
	・みんなに利用される公園へ、くつろぎと交換の雰囲したでの既れませる。	・伐採エリア内の大径木については、優先
	流の空間としての質を高める ・身近にふれあう美しいみどりを、区民と行	順位を付けて移植を検討する。検討に当 たっては、樹木診断等を行い、生育不良
	ずがいっしょになって世話をし、はぐくむ。 はないっしょになって世話をし、はぐくむ。	たつくは、個本的例号を行い、生自小良
	<ul><li>・自然からの恩恵を実感することを通じて、</li></ul>	や、植生に影響を及ぼすおそれのある外
	みんなで自然を大切にはぐくむ意識を養	来種を中心に伐採することとし、ケヤキ
	う	やクスノキ等の樹勢や樹形の良いものな
		ど移植に適した樹木を選定した上で、樹
		木の生育環境として適切な密度で移植を
		行うこととする。
		・オープンな芝生広場を中心として、公園
		利用者の活動エリアは足元の抜けた高木
		疎林を基本とする。
		・計画地外周部については、既存高木を最
		大限保存するよう配慮し、必要に応じて
		補植を行いバッファー機能の向上を図る
		とともに、歩道状空地の整備のうち、主
		に北側から東側にかけては新植により高
		木を主体とした緑量のある植栽とし、周
		辺との緑のネットワーク形成に配慮す
		る。

表4.2-5(9) 環境保全に関する計画等への配慮の内容

日標値: 平成27年度 688 g → 平成38年度 603 g 基本指標2 区民1人あたり1 日の区収集ご み量(g/人日) 平成27年度 498 g → 平成38年度 422 g 基本指標3 資源化率 平成27年度 28.0% → 平成38年度 30.5% 基本指標4 大規模建築物事業者の再利用率 平成27年度 71.68% → 平成38年度 73.66% ※大規模建築物事業者に対して立入指導等を実施することにより、再利用計画書の再利用率を平成38 年度までに73.66%まで 改善することを目指す。 本計画は、「容器包装に係る分別収集及び 再商品化の促進等に関する法律」(容器包装 で 28.0% → 12.0% の 20.0% 元ペットボトル、発泡トレイ、発泡、 12.0% の 20.0% 元 20.0% の 20.0% 元 20.0% の 20.0% 元 20.0% の 20.0% 元 20.0%	計画等の名称	計画等の概要	本事業で配慮した事項
毎・ペットボトルなどの容器包装廃棄物を分別収集する際の基本的な事項を定めたものでは、東京都「持続可能な資源利用」に向けた取組方針も	江東区一般廃棄物処 理基本計画 (平成29年3月)	基本指標1 区民1人あたり1日の資源・ごみの発生量(g/人日)目標値:平成27年度 688 g → 平成38年度 603 g 基本指標2 区民1人あたり1 日の区収集ごみ量(g/人日)平成27年度 498 g → 平成38年度 422 g 基本指標3 資源化率平成27年度 28.0% → 平成38年度 30.5% 基本指標4 大規模建築物事業者の再利用率平成27年度 71.68% → 平成38年度 73.66% ※大規模建築物事業者に対して立入指導等を実施することにより、再利用計画書の再利用率を平成38 年度までに73.66%まで改善することを目指す。 本計画は、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(容器包装リサイクル法)に基づき、区市町村が、びん・缶・ペットボトルなどの容器包装廃棄物を分別収集する際の基本的な事項を定めたものである。	・江東区の分別方法に従い、古紙、発泡、発泡、発泡、スットボトル、発泡トンチックは、発泡、変源として分別回収を行う計画とす京都が出た。 ・施設等の稼働に当たって向けた取組、で発泡、事業物の循環利用を進める。 ・江東区の分別方法に従い、古紙、び発泡、事業物の循環利用を進める。 ・江東区の分別方法に従い、古紙、発泡、廃棄物の循環利用を進める。 ・江東区の分別方法に従い、大型のでででは、東海に、のの分別方法に、発泡トチックを変変がある。 ・近のでは、東海に、大型でででは、東海に、大型ででは、東海に、大型ででは、東海に、大型ででは、東海に、大型ででは、東海に、大型では、東海に、大型では、東海に、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では、大型では

## 4.3 有明テニスの森の計画の策定に至った経過

有明テニスの森は、立候補ファイルではセンターコートとして既存の有明コロシアムを使用するとともに、公園内のテニスコートを再整備し、計35面とする計画であった。

その後、競技団体や地元の要望もあり、図4.3-1に示すとおりテニスコートの減少数を最小限にとどめるとともに、既存の広場を残すよう整備計画を見直した。その結果、公園内のテニスコートは、大会後は現状と同じ49面のテニスコートと芝生広場に復旧する計画となった。

平成27年10月に、新たに整備するオリンピック・パラリンピック競技施設の設計等について、 その妥当性を確保しながら整備を進めるため、外部の専門知識を有する者から構成される「都立 競技施設整備に関する諮問会議」を設置し、平成28年6月には、有明テニスの森の基本設計及び 大会時・大会後の配置計画等について意見を聴取した。

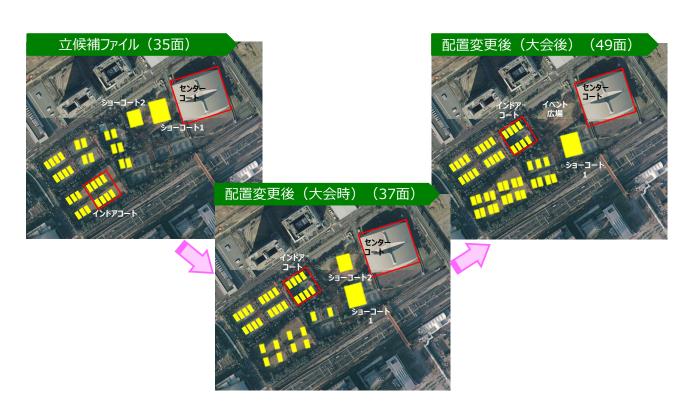


図 4.3-1 有明テニスの森の配置計画